

大 個 審 第 1 6 号
(答 申 第 3 3 7 号)
令 和 元 年 7 月 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳 井 健 一

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

令和元年6月20日付け障自第1396号で諮問のありました「再犯防止推進モデル事業(犯罪を行った者の中で、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に收容されなかった障がい者及び障がいの疑いのある者に対する、就労移行支援事業所等の利用を促すコーディネートをはじめとした入口支援)の実施に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、その収集する要配慮個人情報については、事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、本件諮問の遅滞の経緯に鑑みると、実施機関においては、個人情報保護の重要性を十分に認識していないと言わざるを得ません。今後、個人情報の取扱いに当たっては、条例の趣旨を踏まえ、適切に対応することを求めます。

記

実施機関において、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づき本事業のために用いる個人情報の管理責任者、担当職員、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。また、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実に速やかに廃棄すること。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

柳 井 健 一、赤 津 加 奈 美、近 藤 亜 矢 子、長 谷 川 佳 彦